

事業事前評価表

国際協力機構地球環境部
環境管理・気候変動対策グループ

1. 案件名（国名）

国名：タイ王国（タイ）

案件名：気候変動適応策強化プロジェクト

Project for Enhancing Climate Actions at Local Level

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における気候変動セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

タイは、気候変動の影響を最も受けている国の一つであり、豪雨による洪水や地滑り等によって甚大な人的・経済的被害が発生している。タイ政府は、2050 年までに「カーボンニュートラル」、2065 年までに温室効果ガス（GHG）排出量ネットゼロの達成という目標を掲げ、2022 年 11 月に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に対し、「長期低排出発展戦略（LT-LEDS）」改訂版及び第 2 回「自国が決定する貢献（NDC）」を提出し、何も対策を講じなかった場合（BAU）に比べ、GHG 排出量を 2030 年までに 30% 削減（条件付きで 40% 削減）を目指している。また、適応に関し、タイ政府は、2024 年 4 月に「国家気候変動適応計画（National Adaptation Plan: NAP）」を閣議決定し、UNFCCC 事務局に提出した。NAP では、気候変動に強靭で、気候変動の影響に適応した持続可能な開発の達成をビジョンとし、①あらゆるレベルの全部門で気候レジリエントな開発の構築、②あらゆるレベルの開発パートナーの能力・意識の強化、③データベース・研究・知識・技術の開発、の 3 つをミッションとして掲げている。また、①水資源管理（洪水、干ばつ対策）、②農業・食料保障、③観光、④公衆衛生、⑤天然資源管理、⑥人間の居住と安全保障を優先分野とし、優先分野ごとの目標・活動を記す「適応行動計画 2025-2030（Action Plan on Adaptation 2025-2030）」を 2025 年中に最終化予定である。

天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE）気候変動環境局（Department of Climate Change and Environment: DCCE）は、は現在、適応策実施のためのモニタリング・評価ガイドラインを策定中であり、2026 年には地方行政機関や県の機関との継続的対話及び NAP 実施強化のための基礎として、全国気候リスクマップ・データベースを改訂予定である。こうした国の動きを受けて、県天然資源環境事務所（Provincial Office of Natural Resources and Environment: PONRE）が県レベルの緩和・適応行動計画を策定するとともに、気候変動と生物多様性への対応強化のために PONRE のもとに県気候変動・生物多様性調整センター（Provincial Climate Change and

Biodiversity Coordination Center: PCCB) が設立されることになった。

しかし、地方レベルでの気候行動に関しては、緩和・適応策の実施・モニタリング評価等に関する技術的能力、気候情報・データの収集、資金アクセスなどに関し、多くの課題が存在している。DCCE は、MONRE 内の組織再編により、環境保全推進局 (Department of Environmental Quality Promotion: DEQP) と環境政策計画局 (Office of Natural Resources and Environmental Policy and Planning: ONEP) 気候変動管理調整課が統合される形で、適応、緩和、戦略・国際協力、気候変動環境保全推進を担当する部局として 2023 年 8 月に設立された。また、我が国の協力により設立された環境研究研修センター (Environmental Research and Training Center : ERTC) を、気候変動環境研究センター (Climate Change and Environmental Research Center : CERC) として位置付けた。一方で、DCCE 気候変動適応課は、DEQP 出身の職員が多く在籍しており、気候変動に係る知識・経験が不足していることから、タイにおける適応策の実施、モニタリング・評価を進めるうえでは、地方の PONRE 職員だけでなく、DCCE 職員の能力強化も必要となっている。

上記の状況を踏まえ、本事業において、気候変動適応策の実施における DCCE 及び県レベル職員の能力を強化するとともに、DCCE の気候変動適応に関する情報・データを整備・強化し、データに基づく地域状況に応じた気候変動適応策の実施を促進する活動を行い、知見を共有することにより、タイにおける気候変動適応への取り組みを強化する。

(2) タイに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対タイ王国国別開発協力方針」(2024 年 9 月)には、重点分野「(1) 持続的な経済開発及び成熟する社会への対応」の中で取り組むべき課題として「環境・気候変動問題」を挙げ、「両国による価値共創に留意して、日本の知見・技術を活用した協力を実施する」としている。また、「対タイ王国事業展開計画」(2024 年 9 月)の開発課題 1-1 (小目標)「持続可能な社会・経済の発展」では、気候変動適応策の推進が必要と記載されている。本事業は、この小目標のなかの「環境・気候変動対策プログラム」に位置付けることが出来る。

「タイ王国 JICA 国別分析ペーパー」の「2.3.3 環境・気候変動」では、「気候変動の適応に資する災害リスクの軽減等への対応が必要。」と分析されており、本事業は、この課題に対応するものである。また、本事業は、「4.1.3 環境・気候変動対策プログラム」の「気候変動の影響への対応として適応策の策定・実施にかかる能力強化を支援する」ものと位置付けることができる。

JICA 課題別事業戦略 (グローバルアジェンダ) の「気候変動」では、開発途上国がパリ協定に規定された各種対応を着実に実施し、気候変動への対策が可

能となるよう、気候変動対策の各種計画策定・更新、実施、モニタリング等に必要な個々の技術的な能力を強化し、気候変動を司る組織の気候変動の対応能力の向上を図ることとしている。本事業は上記方針に合致した協力内容であり、「パリ協定の実施促進」クラスターの「計画策定／実施支援」及び「気候資金の導入・活用」に位置づけられる。

本事業は、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」に資するものである。

（3）他の援助機関の対応

- ・ドイツ開発公社（GIZ）は、「Risk-based National Adaptation Plan (Risk-NAP)」（2015–2021年）でタイのNAP作成を支援し、現在は「Climate Coastal Marine and Biodiversity (CCMB)」（2022–2027年）で沿岸県において地域ベースの気候対策、海洋生物多様性の保護に取り組んでいる。また「Integrated Urban Climate Action for Low-Carbon & Resilient Cities (Urban-Act)」（2022–2027年）では、チェンマイ、コンケン、プーケットの3市でDCCE、タイ気象局（TMD）と共に気候情報サービスの構築を進めている。
- ・英国は、「Strengthened capacities and local-level plans for climate change adaptation in agriculture and food security sector」（2024–2025年）で、FAOと共にソンクラー県、ウドンタニ県で農業・食料安全保障セクターの適応能力強化を図り、適応策にかかる農家向け・県職員向けガイドブックを作成した。現在、同プロジェクトのフェーズ2（1年間）が計画されている。また、「Partnering for Accelerated Climate Transitions (UK PACT)」（2025–2027年）では、持続可能な交通分野等における技術力強化と知識共有を進めている。
- ・国連開発計画（UNDP）は、緑の気候基金（GCF）による「Increasing Resilience to Climate Change Impacts in Marine and Coastal Areas along the Gulf of Thailand (NAP-Marine)」（2020–2024年）で、沿岸18県を対象にリスク評価を含む適応策実施のためのデジタル・プラットフォームを構築した。同じくGCF資金による「Enhancing Climate Resilience in Thailand through Effective Water Management and Sustainable Agriculture」（2021–2027年）では、タイ王室灌漑局（RID）を実施機関として、Chao Phraya流域の3県において気候予測の提供、気候リスク・脆弱性マップの作成、気候変動の影響を受けにくい作物と作付けカレンダーの実証を進めている。さらに「SDG Localization in Thailand」（2022–2024年）では、パイロット15県を対象に災害リスクを含むSDG指標の現状を取り纏めた「SDGプロファイル」を作成し、現在そのフェーズ2を開始している。
- ・オーストラリアは、「Resilient Urban Centers and Surrounds (RUCaS)」

(2022-2024年)において、バンコクのOn Nut地区の廃棄物処理場の緑地転換、Makkasan地区の排水・貯水インフラ改善に関し、気候変動シナリオを考慮したケース・スタディ実施を支援し、現在、他県への展開のための新たなプロジェクト(1年間)が予定されている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、選定されたパイロット事業対象の県を中心に、気候変動適応策を推進するデータ・枠組み等の強化・整備、DCCE 及び PONRE 職員の適応策促進に係る能力強化、地方レベルでの気候変動適応策を促進するパイロット活動の実施と知見の共有を行うことにより、もって適応プロセス(気候変動リスク評価→計画→実施→モニタリング・評価)の整備を推進し、地方レベルでの気候変動適応策を促進する能力強化を図ることで、適応に関する世界全体の目標(Global Goal on Adaptation: GGA)のタイでの達成に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名 バンコク、パイロット県

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：天然資源環境省(MONRE) 気候変動環境局(DCCE) 職員約520名、県天然資源環境事務所(PONRE)職員は各県につき約5名、その他関係機関の職員

最終受益者：主にパイロット県の住民

(4) 総事業費(日本側)

2.5億円(詳細計画策定調査実施分を含む)

(5) 事業実施期間

2026年4月～2030年3月を予定(計48ヶ月)

(6) 事業実施体制

MONRE/DCCE 気候変動適応課および気候変動環境研究センター(CERC)、パイロット県のPONREがその他関係機関と協力して事業を実施する。

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣(合計約83人月)：気候リスク評価、気候変動適応計画／実施、気候変動適応策モニタリング／評価、気候変動に関する研修／普及啓発、業務調整

② 研修員受け入れ：気候変動対策等

③ セミナー／ワークショップ

④(必要に応じて)コンピューター

2) タイ国側

①カウンターパートの配置：プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネ

ジャー、プロジェクトチームメンバー

②案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・日本の環境省は、国立環境研究所(NIES)気候変動適応センター(CCCA)を通じて、「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」、「アジア太平洋地域気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を構築し、またAP-PLAT内に、途上国の適応分野を担当する職員向けのモニタリング・評価システムとして「Japan Adaptation Monitoring and Evaluation System: JAMES¹」を構築。
- ・環境省は、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)を通じて、上記JAMESの活用のための支援を行っており、タイにおいては「気候変動適応のモニタリング・評価(M&E)に関するトレーニングプログラム(Training Programme on Monitoring and Evaluation (M&E) of Climate Change Adaptation: Thailand)」をDCCEに対して実施(第1回研修は2024年10月、第2回研修は2025年1月実施)している。本事業の実施にあたっては、これら既存のリソースの利用を検討する。
- ・タイにおける気候変動関連事業として、「バンコク首都圏における洪水対策の統合マスターplan策定プロジェクト(2025-2030年)、「国際市場ベースのアプローチによる野心的な気候変動対策に関するASEAN包括プログラム(第三国研修)」(2024-2027年)が現在実施されている
- ・これまでの協力としては、「バンコク都気候変動削減・適応策実施能力向上プロジェクト」(2009-2012年)、「バンコク都気候変動マスターplan(2013年-2023年)作成・実施能力向上プロジェクト」(2013-2016年)、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創促進に関する研究(ADAP-T)」(2016-2022年)、「バンコク都気候変動マスターplan 2013-2023実施能力強化プロジェクト」(2017-2022年)、タイ国家温室効果ガス管理機構(TGO)を対象とする「東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力向上プロジェクト」(2017-2020年)がある。これらの中から、特に本事業では、ADAP-Tで開発された気候変動適応に関する意思決定支援ツールの活用、ADAP-Tの研究成果に基づいたパイロット事業の設計等を検討する。また、1989年の無償資金協力、1990年以降の

¹ [JAMES \(Japan Adaptation Monitoring and Evaluation System\)](#)

技術協力を通じて設立・能力強化を支援した CERC (旧 ERTC) とは、本事業で実施する研修において協力予定。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

本事業で取り組む気候変動適応に関するデータ・枠組み等の強化・整備（ガイドライン作成や情報プラットフォームの整備を含む）、DCCE や県レベル職員への研修、特定の県・サイトにおける適応活動の実施については、上述の通り、ドイツ、英国、UNDP、オーストラリアが DCCE に対して類似の支援を行っている。よって活動の重複を避けつつ既存支援との整合性・補完性を確保し、事業成果と情報を集約して地方レベルでの気候変動適応策促進のための能力強化を達成するよう、DCCE 及びこれら協力機関とは調整のための意見交換を開始している。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類（C）

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：本事業は、気候変動への適応に資する。本事業は、気候変動に伴う地方行政機関における適応策の計画・実施能力の不足という制度的・技術的リスクへの対応として、適応プロセス（気候変動リスク評価→計画→実施→モニタリング・評価）の整備を推進し、地方レベルでの気候変動適応策を促進する能力強化を図るものであり、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における国家適応計画（NAP）に示された目標と整合するものである。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」<活動内容／分類理由>

タイでは女性は水供給における役割において気候変動の影響を受けやすく、かつ自然災害への脆弱性が高いという課題に対し、本事業では、適応策としてのパイロット活動実施において女性の公平な参加を確保したうえで、どの程度女性の課題が改善したかを測定・評価する計画としているため。また、気候変動のインパクトや現行の適応活動にかかる男女別のデータ収集を行い、ジェンダー視点を含む研修プログラムや教材を開発する予定。

（10）その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：タイにおける適応に関する世界全体の目標（Global Goal on Adaptation: GGA）達成が促進される。

指標及び目標値 :

- 1) 適応に関する情報・データが、NDC、NAP、隔年透明性報告書（BTR）等の気候変動文書においてモニタリング・アップデートされる。
- 2) 気候変動適応策を支援するための関連データ、ツール、ガイドライン等を備えた情報プラットフォームが継続的に更新される。
- 3) 地方における気候変動適応策を促進するための優良事例²の数が着実に増加する。

（2）プロジェクト目標：地方レベルでの気候変動適応策を促進する能力が強化される。

指標及び目標値 :

- 1) 気候変動適応策を支援するためのリソースを備えた情報プラットフォームが機能し、関係者が利用可能となる。
- 2) 気候変動適応策を促進するためのパイロット活動から得られた経験や優良事例が他県と共有される。

（3）成果

成果1：気候変動適応策を支援するリソースが強化され、整備される。

成果2：DCCE 及び PONRE 職員の気候変動適応策を促進する能力が強化される。

成果3：地方レベルでの気候変動適応策を促進するパイロット活動が実施され知見が共有される。

（4）主な活動：

成果1：国・県における気候変動適応に関する枠組みやプロセスのレビュー、関連する知見・情報の収集と高度化、既存の意思決定支援ツールやガイドラインのレビューと改善、成果の情報プラットフォームへの集約

成果2：県・地方行政における気候変動適応の能力開発の現状レビュー、研修ニアーズの分析、ジェンダー視点も含む研修プログラム・教材の開発、関係機関職員への研修実施、教訓取りまとめと研修改善に向けた提言作成

成果3：パイロット県・サイトの選定、現地の気候変動にかかる優先課題の特定、関係者との協議によるパイロット活動の計画・実施、モニタリング・評価、適応策のための資金プロポーザル作成、経験及び優良事例の共有

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件：特になし

（2）外部条件：プロジェクトに影響を及ぼすような実施機関の組織改編、人員削減・異動、予算削減が行われない。タイの関連政策に大幅な変更がない。NAP 実施にかかるタイ政府のコミットメントが継続される。

² 「優良事例」とは、成果3に基づくパイロット活動を通じて得られた優良事例を意味する。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシアで実施された技術協力プロジェクト「気候変動対策能力強化プロジェクト」(2010-2015)は、気候変動適応策の実践能力向上を図るサブ・プロジェクトを含んでいた。2020年度外部事後評価における同プロジェクトへの提言として、横断的な対応が求められる気候変動対策に係る組織連携の強化、パイロット活動の成果の他地域への普及が挙げられていた。本事業では、県・地方におけるパイロット活動は PONRE と関係機関から構成されるワーキング・グループを設置して、組織連携を確保しながら計画・実施していく体制としている。また、協力期間中に、パイロット活動の成果を情報プラットフォームや研修を通じて他県と共有していく計画としており、これらにより、本事業の成果普及を促進する。

7. 評価結果

本事業は、タイの開発課題・開発政策並びに我が国および JICA の協力方針・分析に合致し、タイの選定されたパイロット県を中心に、気候変動適応策を支援するリソースの強化・整備、DCCE 及び PONRE 職員の適応策促進に係る能力強化、地方レベルでの気候変動適応策を促進するパイロット活動の実施と知見の共有を行うことにより、地方レベルでの気候変動適応策を促進する能力を強化し、タイにおける適応に関する世界全体の目標 (GGA) 達成に資するものであり、SDGs ゴール 13 「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以 上